

内航船P&I保険
保険契約の手引き
2026保険年度



本冊子は、当組合の保険契約規程に基づき、保険金額の定めのある保険契約のうち、内航船の保険契約をお引受けする際のご案内を掲載しています。

内航船 P&I 保険
保険契約の手引き
2026 保険年度

もくじ

1. 保険期間	1
2. 対象船舶	2
3. 船種	3
4. てん補の範囲	5
5. 保険金額	7
6. 契約の種類	8
7. 保険料	9
8. 保険料の調整	11
9. 保険料のお支払い	13
10. 船員の死傷等に関する責任	14
11. 特約	17
12. 特別条項	18
13. その他	20
14. 注意事項	21
15. 届出書式例	24

1. 保険期間

2026 保険年度の保険期間は、原則として 2026 年 2 月 20 日 21 時 00 分（日本標準時）から 2027 年 2 月 20 日 21 時 00 分（日本標準時）までの 1 年間です。

なお、2026 保険年度の途中で新たに契約される場合の保険期間は、原則として契約の開始時から 2027 年 2 月 20 日 21 時 00 分（日本標準時）までです。

2. 対象船舶

本冊子で対象とする内航船とは、「日本の各港間もしくは湖、河川又は港内ののみを航行する船舶」をいいます。

内航船が一時的に国際航海に従事する場合でも別途お引き受けすることができますが、保険料等に変更が生じますので、事前に各契約窓口にご照会ください。

3. 船種

船種区分は次のとおりです。

一般船 : 下記以外の船舶。

タンカー : 引火性、爆発性、毒性、汚損性等を有する液体貨物を運搬する船舶で、船舶の構造上、液体貨物を運搬するためのタンクを有するか否かは問わない。

カーフェリー : 旅客定期航路事業として自動車航送に従事する300総トン以上の船舶。

自動車専用船 : 自動車輸送に特化した船舶。

RO/RO 船 : 主に貨物を積んだトラックやコンテナを積載したシャーシ（荷台）を輸送する船舶。

CTV : 主に海上作業員の輸送を目的として建造された船舶。
(Crew Transfer Vessel の略)

ハーバータグ : 港湾法第2条により、主に港内での船舶の出入港離着岸補助作業に従事する船舶。

砂利運搬船 : 主に砂利・土砂・石材の採取または運搬に従事する船舶。
ただし、自航能力のない輸送船等を除く。

曳船・押航船　：　主に曳航・押航を目的として建造された船舶で、曳航・押航兼用船を含む。ただし、ハーバータグを除く。

工事作業船　：　主に工事・作業に従事する船舶で、自航能力を有するか否かは問わない。

輸送船　：　貨物を輸送する目的で建造された自航能力を有しない船で、主に曳航または押航されて移動するもの。

曳船または押航船だけが当組合に加入している場合、曳航中または押航中に発生したすべての損害に対処できるということにはなりません。つまり、輸送船、非自航船が当組合に加入していない場合、非加入船舶の船骸撤去費用、燃料油から生じた損害等はてん補できません。また、非加入船舶に指揮権がある場合などもてん補できませんので、必ず輸送船や非自航船も当組合にご加入されますようお勧めいたします。

4. てん補の範囲

P&I 保険は、船舶の所有者または債務人等が、その所有または債務した船舶の運航に伴って生じる自己の責任および費用に関する相互保険であり、保険契約規程第2章(てん補の範囲)に規定されている責任および費用がてん補の対象となります。ただし、内航船保険においては、次の条項に定める損害等はてん補の対象から除外されています。

① 保険契約規程第20条(船客に関する責任及び費用)

加入船舶の船客(乗船切符を所持し加入船舶で運ばれる人)に関し、組合員が負う責任および費用

② 保険契約規程第23条第1項第1号(衝突責任)

加入船舶が他船と衝突し、その他船またはその船舶上にある積荷もしくは財物に生じた損害に関し組合員が負う責任および費用で、船舶保険の衝突損害賠償金てん補条項の対象となるものの総額の4分の1(または別途組合と合意した割合)相当額

(注) 損害保険会社に船舶保険(衝突損害賠償金てん補条項付)を付保している船舶については、この責任および費用は全額(4分の4)船舶保険にてん補されますので、別途保険を契約する必要はありません。

③ 保険契約規程第23条第1項第2号(超過衝突責任)

前記②の組合員が負う責任および費用の総額が、船舶保険の保険価額を超過した場合の超過額

④ 保険契約規程第29条(積荷に関する責任及び費用)

加入船舶の積荷(加入船舶に船積み予定のものまたは加入船舶から荷揚げされたものを含む)の船積み、荷扱い、積付、運送、保管、荷揚げまたは引渡しにつき、運送契約上の義務違反により組合員が負う責任および費用

⑤ 保険契約規程第 30 条第 1 号（回収不能の共同海損の積荷等の分担額）

共同海損、特別費用および救助費であって、組合員の運送契約違反により法律上回収不能となった荷主その他の利害関係者の分担額

なお、上記条項に定める損害等のてん補をご希望の場合、別途お引き受けすることもできますので、各契約窓口にご照会ください。

5. 保険金額

保険金額とは、1回の事故につき当組合がお支払いする保険金の最高限度額です。船舶の総トン数、船種に応じて以下の金額からお選びいただけますが、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」(船責法) および「船舶油濁等損害賠償保障法」(油賠法) に規定する責任限度額の他、船員の死亡・傷病等に関する補償、船骸撤去および組合員が手配した油濁清掃等の責任制限の対象とならない費用ならびに弁護士費用等も考慮のうえ、十分に余裕のある保険金額をお選びください。

1億円、1.5億円、2.5億円、10億円、20億円、50億円、80億円、90億円
100億円、110億円、120億円、130億円、140億円、150億円、160億円、
170億円、180億円、190億円、200億円

ご不明な点がありましたら、各契約窓口にご照会ください。

6. 契約の種類

(1) 「甲」契約

内航船の標準契約で、「4.てん補の範囲」(5ページ)の内容と保険契約規程第19条第1項第1号口に規定する「船員の死傷等に関する労働協約等に基づく責任」(14ページ)を含む契約です。

(2) 「乙」契約

「甲」契約のてん補の範囲から、「船員の死傷等に関する労働協約等に基づく責任」を除外する契約です。工事作業船および輸送船については「乙」契約のみになります。

(3) 「丙」契約

工事作業船および輸送船の「乙」契約に「船員の死傷等に関する労働協約等に基づく責任」を付帯するための契約です。

7. 保険料

(1) 年間標準保険料

「保険金額」(7ページ)、「船種」(3ページ) および「保険契約規程第 19 条第 1 項(1)口に規定する『船員の死傷等に関する労働協約等に基づく責任』の有無」(14 ページ) に応じて算出いたします。

(2) 中途契約/解約の場合の保険料

保険期間の中途で保険契約を締結した場合、保険契約の開始日から保険年度の終了日までの日数に応じて保険料を算出いたします。(1 円未満切捨)

$$\text{年間保険料} \quad \times \quad \frac{\text{保険期間の開始日から終了日までの日数}}{365 \text{ 日} \text{ (閏年は 366 日)}}$$

また、保険期間の中途で保険契約が解約となった場合は、保険契約の解約日の翌日から保険年度の終了日までの日数に応じて保険料を返戻いたします。

(3) 休航による返戻保険料

積荷を積載せず、同一の安全な港または場所に引き続き 30 日以上（開始の日から終了の日までの日数から 1 日を控除した日数）停泊・休航した場合は、配乗されている船員の人数によらず日割り保険料に返戻率 40%を乗じた金額を返戻いたします。

なお、船舶検査証書を返納し、船舶安全法施行規則第 2 条第 2 項第 5 号の「係船中の船舶」に該当する場合は、原則として船舶としての加入資格を喪失するため、保険契約を解約することとなりますので、ご注意ください。

(4) その他の保険料

- 「救助船の救助作業中の責任に関する特約」（特約Ⅲ）の特約保険料は、本船の年間保険料の 10%相当額です。
- 湖沼および河川のみ航行する「内水船」の割増保険料は、本船の年間保険料の 20%相当額です。

ご不明な点がありましたら、各契約窓口にご照会ください。

8. 保険料の調整

(1) 免責金額による保険料の調整

① 保険金のお支払いに際しては、損害金から次の標準タイプの免責金額が控除されます。

1. <u>船員</u> に関する責任および費用（保険契約規程第19条）	5万円
2. <u>船骸撤去</u> 等の費用（保険契約規程第24条第3号）	100万円
3. <u>油濁</u> に関する責任および費用（保険契約規程第25条および保険契約規程第31条に定める責任および費用のうち油濁に関するもの）を含む、 <u>上記1および2以外</u> の損害および費用	
	20万円

② 標準タイプより高額の免責金額の設定も保険料の調整により可能ですので、ご希望の組合員は次の「オプション」の中からお選びください。
* 加入船舶の船骸自体でない本船属具（アンカー等）の撤去については、下表「その他」区分の免責金額が適用されます。

「甲」契約 および 「乙」契約

オプション名	船員	船骸撤去	油濁	その他
標準タイプ	5万円	100万円	20万円	
A	10万円	100万円	20万円	
B	20万円	100万円	20万円	
C	50万円	100万円	50万円	
D	5万円	100万円	50万円	20万円
E	10万円	100万円	50万円	20万円
F	20万円	100万円	50万円	20万円
G	50万円	100万円	50万円	50万円

「丙」契約

オプション名	船員
標準タイプ	5万円
1	10万円
2	20万円
3	50万円

(2) 割引（割増）制度による保険料の調整

次の保険料の割引（割増）制度があり、保険料の調整をいたします。これらの詳細につきましては各契約窓口にご照会ください。

- ① 保険成績に基づく割引（割増）
- ② フリートボリューム割引
- ③ その他の割引

9. 保険料のお支払い

(1) 一括払い

組合員（フリート加入の場合はフリートとする）の全加入船舶の保険料全額を2026年2月20日までにお支払いください。

この一括払いの場合は、年間保険料の1%の割引が適用されます。

(2) 分割払い

年4回の分割払いをご希望の場合は、それぞれ下記の期日までにお支払いください。

第1回 2026年 2月20日

第2回 2026年 5月20日

第3回 2026年 8月20日

第4回 2026年 11月20日

10. 船員の死傷等に関する責任

「甲」および「丙」契約では、加入船舶の船員の死亡、行方不明または傷病に関し、「船員保険法」または「労働者災害補償保険法」(労災保険法)の災害補償の上乗せ分として、組合員が労働協約等に基づき負担した責任および費用を保険契約規程第19条第1項第1号口の規定によりてん補いたします。

対象者：本船の運航に従事している運航要員（陸上勤務者は除く）とします。ただし、船主船長、生計を同一とする家族船員は除きます。

てん補対象：船員の死亡、行方不明または傷病に関し労働協約等で定められた組合員の責任。なお、船員保険法あるいは労災保険法に基づく給付対象となる部分についてはてん補いたしません。

支払い限度額：労働協約等に定められた金額を限度とします。ただし、いかなる場合も1回の事故につき、その他のクレームも含めて保険金額(7ページ)を超えず、かつ、全日本海員組合の労働協約の災害補償規定に定められた補償内容を超えないものとします。なお、このような労働協約等が締結されていない組合員で、同額のてん補を希望される場合には、契約時に当組合までご照会ください。

保険料：「甲」契約保険料に含まれています。ただし、工事作業船および輸送船については、船員数に応じた「丙」契約保険料が適用となりますので、ご契約期間中に船員数の増員がありましたら、その都度ご通知願います。

この「船員の死傷等に関する労働協約等に基づく責任」のてん補を希望されない場合は、「乙」契約にてお引き受けいたします(8ページ)。

なお、「乙」契約でも船員災害において組合員が法律上の損害賠償責任を負った場合には、その賠償金をてん補対象といたします。

「甲」および「丙」契約でてん補される具体的な内容

船主団体全内航と全日本海員組合間の労働協約の場合、次のとおりです。

○ 死亡給付

災害の事由が職務上であるか否かの判定は、労災保険法上の認定によります。

① 職務上死亡の場合

・労災保険法に定める遺族年金の受給対象遺族のある者	33,000,000 円
・上記以外の者	26,400,000 円

② 職務外死亡の場合

・労災保険法に定める遺族年金の受給対象遺族のある者	26,400,000 円
・上記以外の者	21,120,000 円

○ 療養補償

船員保険法または労災保険法に基づく給付と実際に要した費用として支払った金額に差がある場合、その程度に応じ、組合員が負担した金額をてん補対象といたします。

○ 傷病手当および予後手当

船員保険法または労災保険法に基づく給付と実際に要した費用として支払った金額に差がある場合、その程度に応じ、組合員が負担した金額をてん補対象といたします。

○ 障害手当

職務上の事由による障害につき、労災保険法の規定による障害の程度に応じ、次の表に基づく金額をてん補対象といたします。

労働者災害補償保険法施行規則別表第一該当者

障害の程度	補償額	障害の程度	補償額
1級	33,000,000円	8級	3,300,000円
2級	30,250,000円	9級	2,750,000円
3級	27,500,000円	10級	2,200,000円
4級	24,750,000円	11級	1,650,000円
5級	22,000,000円	12級	1,320,000円
6級	19,250,000円	13級	990,000円
7級	16,500,000円	14級	660,000円

○ 行方不明手当

行方不明期間が1か月末満の場合に限り、船員保険法第94条に定める計算例によって算出した額を行方不明の日数に応じて支給した金額をてん補対象といたします。

○ 葬祭料

職務上の事由による死亡につき、各自の標準報酬月額の2か月分相当額が労災保険法に基づく給付額を超える場合は、その超過額をてん補対象といたします。

本保険は、船員保険法または労災保険法に基づく災害補償に上乗せする契約責任に関する法定外災害補償保険です。他の同種保険（例えば損害保険会社の労災総合保険等）でてん補される部分は、保険契約規程第35条第3項第1号により重複保険とみなされ、てん補できません。

11. 特約

内航船においては、別途次の特約を設けておりますので、詳細につきましては各契約窓口までご照会ください。

(1) 特約Ⅲ「救助船の救助作業中の責任に関する特約」

① てん補責任

加入船舶が、救助作業を行う場合において、その作業により発生する組合員の責任となる損害および費用をてん補する。

② てん補範囲

- ・ 保険契約規程第 19 条～第 22 条（人に関する責任及び費用）
- ・ 保険契約規程第 23 条（他船との衝突による責任及び費用）
- ・ 保険契約規程第 24 条（財物等に関する責任及び費用）
- ・ 保険契約規程第 25 条（汚濁に関する責任及び費用）
- ・ 保険契約規程第 31 条（過怠金）
- ・ 保険契約規程第 32 条（責任防衛等のための費用）

(2) 特約Ⅳ「救助者の油濁責任に関する特約」

① てん補責任

組合員が船舶の救助を行う場合において、その作業によって発生した油濁損害により生じた救助者としての組合員の責任または費用をてん補する。

② てん補範囲

- ・ 保険契約規程第 25 条（汚濁に関する責任及び費用）第 1 項
　　第 1 号（第三者に生じた損害に関する責任）
　　第 2 号（清掃費用等）
- ・ 保険契約規程第 31 条（過怠金）第 1 項第 4 号
- ・ 組合員が負担した前各号の損害を防止軽減するために執られた措置に要する費用

特約Ⅳは、組合員が所有または管理する全船舶が当組合加入船であることを条件とします。

12. 特別条項

保険契約規程の運用にあたっての取扱いを定めるものとして、次の特別条項を定めています。条項本文は保険契約規程に掲載されています。

(1) 内航曳航特別条項

加入船舶が日本の各港間もしくは湖、河川または港内において他船またはその他の被曳航物を曳航（横抱き状態等を含む）する場合に、曳航作業が開始された時から終了する時までに発生した損害および費用のてん補に関する取扱いを規定しています。

(2) 内航押航特別条項

加入船舶と押航のためそれに連結されている船舶の運航に伴って発生した損害および費用のてん補に関する取扱いを規定しています。

(3) 内航ハーバータグ特別条項

日本の港において他船の出入港または港内での移動のための補助作業を行う曳船として、その曳航作業において発生した損害および費用のてん補に関する取扱いを規定しています。

(4) 内航特殊作業船特別条項

日本の各港間もしくは湖、河川または港内のみを航行する特殊作業船（自航・非自航を問わない）の運航に伴って発生した損害および費用のてん補に関する取扱いを規定しています。

(5) 2006年小型タンカー油濁補償協定特別条項

いわゆる黒物油を輸送するタンカー（29,548総トン以下）は「2006年小型タンカー油濁補償協定」に加盟すると、本協定が対象とする油濁事故に関する責任および費用についててん補されることを規定しています。

まだ加盟されていないタンカーは、当組合を通じてぜひ加盟されるようお勧めいたします。

(6) 内航テロリズム危険特別条項（船舶油濁等損害賠償保障法）

2020年に改正された油賠法ではテロリズム行為による損害および費用は免責されません。一方で、保険契約規程（第35条第1項第2号）ではテロリズム行為を含む戦争リスクは免責されているため、改正油賠法に基づく責任に対するてん補を復活させることを規定しています。

下記(7)海事サイバーリスク特別条項の付帯に合わせて、サイバーリスクに起因する責任および費用については、てん補除外とします。ただし、当組合は条約上の被害者からの直接請求への対応は引き続き行いますので、当組合が直接請求に応じた場合は組合員へ求償することとなります。

(7) 海事サイバーリスク特別条項

サイバー攻撃による損害および費用をてん補除外とすることを規定しています。

(8) WHO 認定感染症特別条項

世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」を構成すると認定した感染症の伝染もしくは伝染の疑いまたはそのおそれから直接生じた損害および費用をてん補除外とすることを規定しています。

13. その他

(1) 総トン数のない船舶の取扱いについて

輸送船、台船、起重機船等で総トン数のない船舶は次の式により得られた値を総トン数とみなします。

① 船型船

$$\text{長さ (全長)} \times \text{巾} \times \text{深さ} \div 2.832 \times 0.8$$

② 箱型船

$$\text{長さ (全長)} \times \text{巾} \times \text{深さ} \div 2.832$$

(2) 端艇の取扱いについて

加入船舶に救命艇以外に端艇（テンダーボート）を搭載されている場合、当該端艇が加入船舶の運航補助目的に使用されている際に発生した損害等には加入船舶の保険にてん補されます。

しかし、端艇が上記目的とは関係なく、独自で運行される場合に発生した損害等はてん補対象とはなりません。この場合は端艇独自での保険契約が必要ですので、ご留意ください。

(3) 艦装員について

船舶の引渡しを受ける前に造船所等へ派遣される船員（艦装員）に関する責任および費用のてん補を希望される場合は、本契約が締結されることを条件にお引き受けいたします。保険料は無料ですが、事前に申込書をご提出いただくことが条件となりますので、詳細につきましては各契約窓口にご照会ください。25 ページに申込書式を掲載しておりますので、併せてご参照ください。

14. 注意事項

次のような場合は直ちに当組合へご連絡ください。

1. 事故が発生した場合

事故の状況を直ちにお知らせください。必要に応じてサーバイヤー・弁護士の手配をいたします。

2. 保険契約の申込みが必要な場合

- (1) 艦員を派遣するとき (20 ページおよび 25 ページ)
- (2) 新造船が就航するとき
- (3) 船舶を購入するとき
- (4) 裸用船により他から船舶を借受けるとき

3. 申込み事項等に変更が生じた場合

加入申込書または保険契約申込書に記載した事項等に変更があるとき、あるいは保険金額等保険契約の内容・条件を変更しようとするとき

24 ページ以降に書式例が掲載されていますので、ご参照ください。

- (1) 加入船舶が売却、返船 (裸用船の解除)、解撤または全損となったとき、あるいは裸用船に出されたとき [書式: 1 号様式]
- (2) 組合員の名称、住所または代表者に変更があったとき [書式: 2 号様式]
- (3) 加入船舶の船名、総トン数、船種等に変更があったとき [書式: 2 号様式]
- (4) 加入船舶が 30 日以上休航に入ったとき [書式: 3 号様式]
- (5) 加入船舶が 30 日以上休航し、それが終了したとき [書式: 4 号様式]
(翌保険年度にまたがる場合は当該保険年度が終了したときを含む)
- (6) 船舶管理者を変更するとき [書式: 2 号様式]
- (7) その他保険契約に係る重要な変更があるとき [書式: 2 号様式]

4. 油脂法の適用を受ける船舶で、同法で定める運輸局発行の各保障契約証明書（バンカ一条約証書、ナイロビ難破物除去条約証書および CLC 証書）の発給を受けているものについて、次に掲げる同証明書記載事項に変更があった場合

- (1) 船名
- (2) 船舶番号または信号符字
- (3) 船籍港
- (4) 船舶所有者（共有者を含む）の氏名または名称および住所
共有者には JRTT（鉄道運輸機構）を含みます。
- (5) トン数（総トン数および国際総トン数）

変更日から 15 日以内に運輸局長宛届け出義務がありますので、お忘れのないようご連絡願います。万一違反した場合は、20 万円以下の過料に処される場合がありますので、ご留意ください。

予告解約については次の点にご注意ください。

1. 「予告解約」については保険契約規程第 10 条第 5 号で次のとおり規定されています。

「組合員が保険期間の満了する 1 か月前までに保険契約を継続しない旨を書面により組合に通知したもの」

つまり、次年度の保険契約の更改をしない場合、保険期間の満了する日の 1 か月前（2 月 20 日の場合は 1 月 20 日）までに保険契約を継続しない旨を書面にて組合に届け出る必要があります。

2. 保険期間の満了する日の 1 か月前を過ぎてから当組合の各契約窓口に予告解約の届け出がなされた場合には、その届け出は無効となり、保険契約は次年度へ継続されます。

3. 予告解約の届出書式は特に定めておりませんので、適宜ご用意ください。

4. 予告解約により保険契約を解約し、組合を脱退されると、これまで積み重ねてこられた「良績記録」が途切れてしまうことになります。その結果、再び当組合にご加入いただく際、過去の「良績記録」による割引が保険料に反映されない場合があります。

一方、「悪績記録」は、他の組合員との公平性を保つため消去されることなく、脱退時点で記録上の時間経過を停止させ、再加入される際は、原則として過去の保険成績を保険料に反映させていただきます。

15. 届出書式例

次ページ以降に次の届出書式例を掲載しましたので、A4 サイズに拡大コピーのうえ、ご利用ください。また、当組合コーポレートサイトからダウンロードもできます。

www.piclub.or.jp/service/application



- (1) 「船舶の引渡しを受ける前に派遣される船員に関する責任又は費用の担保」
申込書
- (2) 解約届〔1号様式〕
- (3) 変更届〔2号様式〕
- (4) 休航通知書〔3号様式〕
- (5) 休航証明願〔4号様式〕

「船舶の引渡しを受ける前に派遣される
船員に関する責任又は費用の担保」 申込書

年 月 日

日本船主責任相互保険組合 御中

組合員住所

組合員名

代表者氏名

印

下記の通り「船舶の引渡しを受ける前に派遣される船員に関する責任又は
費用の担保」の申込みをいたします。

船名			総トン数	トン			
保険期間	自	年 月 日					
	至	年 月 日					
派遣船員数	名						
スケジュール	年 月 日 ~ 年 月 日 (名)						
	年 月 日 ~ 年 月 日 (名)						
	年 月 日 ~ 年 月 日 (名)						
	年 月 日 ~ 年 月 日 (名)						

年 月 日

日本船主責任相互保険組合 御中

事務代行者又は
組合員住所事務代行者又は
組合員名

代表者氏名

印

解 約 届

年 月 日付にて、下記加入船舶は（壳船・裸用船を解除・他へ裸用船・解撤・全損）により、保険契約を解約します。

記

加入船舶：

総屯数：

壳船先：

裸用船返船先：

裸用船先：

上記解約に伴う保険料返戻金は、下記金融機関預金口座に振り込んでください。

		銀 行	支店
		信用金庫	
口座番号	普通	当座	フリガナ 口座名義

なお、 年 月 日頃契約予定船（新造・買入・賃借）があります。

以上

年 月 日

日本船主責任相互保険組合 御中

事務代行者又は
組合員住所

事務代行者又は
組合員名

氏名・役職名

印

変更届

年 月 日より下記のとおり変更したので通知します。

記

変更事項： 住所・組合員名・代表者・船名・船種・総トン数

(新)

(旧)

以上

年 月 日

日本船主責任相互保険組合 御中

事務代行者又は
組合員住所

事務代行者又は
組合員名

氏名・役職名

印

休航通知書

加入船舶の休航に関し下記の通り通知します。

記

組合員名：

船名：

総屯数：

乗船者： 名（保安要員 名、船員 名）

予定期間：

自	年	月	日
至	年	月	日

場所：

以上

(注) 上記休航に対する返戻金のご請求には4号様式による証明書が必要です。

証明人

御中

事務代行者又は
組合員住所事務代行者又は
組合員名

氏名・役職名

印

休航証明願

標記の件に関し下記船舶の事実についてご証明をお願いいたします。

記

組合員名:

加入船舶:

総屯数:

期間:

{	自	年	月	日
	至	年	月	日

場所:

用途: 日本船主責任相互保険組合より保険料の払戻しを受けるため。

以上

(証明人確認欄)

上記の通り相違ない事を証明する。

年 月 日

証明人氏名

印

(組合員口座指定欄)

日本船主責任相互保険組合 御中

上記休航に伴う保険料返戻金は、下記金融機関預金口座に振り込んでください。

銀 行 信用金庫		支店
普通 口座 番号	当座	フリガナ 口座名義

以下余白

日本船主責任相互保険組合

本 部 〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目23番1号 アークヒルズフロントタワー15階

＜契約第1部＞

●内航チーム TEL : 03-6687-0507 FAX : 03-6871-0052
e-mail : naiko-keiyaku@piclub.or.jp

＜損害調査部＞

TEL : 03-6687-0509 FAX : 03-6871-0053
e-mail : naiko@piclub.or.jp

神戸支部 〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通5番地 商船三井ビル6階

●契約チーム・損害調査チーム

TEL : 078-321-6886 FAX : 078-332-6519
e-mail : kobe@piclub.or.jp

福岡支部 〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目14番16号 博多駅前センタービル3階

●契約チーム

TEL : 092-260-8945 FAX : 092-482-2500
e-mail : fukuoka@piclub.or.jp

今治支部 〒794-0028 愛媛県今治市北宝来町2丁目2番地1 今治セントラルビル5階

●契約チーム・損害調査チーム

TEL : 0898-33-1117 FAX : 0898-33-1251
e-mail : imabari@piclub.or.jp

コーポレートサイト www.piclub.or.jp